

## 2019年ドイツ世話法改正

吉 永 一 行

- I 序
- II ドイツ世話制度の沿革
- III 世話人報酬にかかる州財政：ノルトライン・ヴェストファーレン州の例
  - 1 世話人報酬額の概況
  - 2 2005年改正は目的を達したか
- IV 世話人報酬に関する2019年改正
  - 1 序
  - 2 2019年改正のポイント①報酬表に基づく世話人の報酬
    - (1) 報酬表の内容
    - (2) 報酬額の増額
    - (3) 報酬表方式の意義
  - 3 2019年改正のポイント②特別手当の新設
  - 4 良質な世話へのインセンティブ・予算抑制への工夫
  - 5 2019年改正の課題：増大するコスト

### I 序

2019年6月2日に開催された比較法学会シンポジウム「家族による財産管理とその制度的代替」は、水野紀子先生を中心とした研究グループの研究成果によるものであり、筆者もそのメンバーの1人としてドイツにおける世話法および親権法（財産管理の側面のみ）の報告を担当した（その内容は2019年12月刊行予定の比較法研究81号に掲載される）。本稿は、その報告の補遺とし

て、その後の立法動向、すなわち 2019 年 6 月 22 日に成立し同月 27 日に公布された「世話人および後見人の報酬の調整に関する法律」による世話法の改正<sup>(1)</sup>（以下では 2019 年改正と呼ぶ）を紹介するものである。同法は、2019 年 7 月 27 日から施行される。

あわせて、2019 年改正にいたるまでの世話人報酬の実際の状況を示すために、ドイツで最大の人口を抱えるノルトライン・ヴェストファーレン州（以下 NRW 州と略記する）を例に取り上げて、世話人報酬としてどれだけの経費が投じられているかを概観する<sup>(2)</sup>。

## II ドイツ世話制度の沿革

ドイツにおける世話制度<sup>(3)</sup>は、1992 年 1 月 1 日発効の世話法<sup>(4)</sup>による民法改正に始まる。それまで民法総則に置かれていた行為能力剥奪制度（禁治産制度）を廃止し、民法親族編に世話人という保護者の付与を中心とした制度を置くものである。

世話制度においては、原則として世話人は無償とされる一方、例外的に裁判所が報酬を認めることができる（後見人に関するドイツ民法 1836 条を 1908i 条が世話人に準用している）。そして報酬が認められる場合、被世話人がそれを

- 
- (1) Gesetz zur Anpassung der Betreuer- und Vormündervergütung vom 22. Juni 2019, BGBl. I, S. 866.
  - (2) 比較法学会シンポジウムにおいて、世話人報酬が予算をどの程度圧迫しているのかというご質問を立教大学の角紀代恵教授からいただいたのであるが、筆者には答える準備がなく、お答えができなかった。州予算に関するデータを入手しやすかった NRW 州のみをとりあげるもので、なお不十分ではあるが、状況の一端を示すことはできると考えている。
  - (3) 以下の記述は、比較法研究 81 号掲載の比較法学会シンポジウムにおける報告から抜粋したものである。
  - (4) Gesetz zur Reform des Rechts der Vormundschaft und Pflegschaft für Volljährige (Betreuungsgesetz-BtG) vom 12. September 1990, BGBl. I, S. 2002.

負担するのが原則であるが、被世話人が無資力の場合には国庫（実際には州の司法予算）が負担するものとされている。

世話制度の利用が爆発的に増え、州が負担する世話人の報酬が増大していくなか、その抑制を目指して行われたのが、1998年の（第一次）世話法改正<sup>(5)</sup>、そして2005年の第二次世話法改正<sup>(6)</sup>である（以下単に1998年改正、2005年改正と呼ぶ）。1998年改正では、新たに定められた職業後見人報酬法（Berufsvormündervergütungsgesetz; BVormVG）によって、世話人報酬を定める際の——世話人の資格・能力に応じた3段階の——時間給 Stundensatz が定められた。2005年改正では、職業後見人報酬法に代えて後見人・世話人報酬法（Vormünder- und Betreuervergütungsgesetz; VBVG）が制定され、時間給に加えて、時間給支払の対象となる「投入時間 Stundenansatz」も——被世話人の資力の有無、居住場所、世話開始からの期間に応じて——固定されることとなった。この投入時間は、世話人にとって「みなし労働時間」ともいうべきもので、実際に世話人としての職務に投じた時間の長短にかかわらず、報酬算定の根拠とされた<sup>(7)</sup>。

2度の改正を通じて、世話人の報酬は定額化され、それを通じて支出の抑

- 
- (5) Gesetz zur Änderung des Betreuungsrechts sowie weiterer Vorschriften (Betreuungsrechtsänderungsgesetz-BtÄndG) vom 25. Juni 1998, BGBl. I, S. 1580.
- (6) Zweites Gesetz zur Änderung des Betreuungsrechts (Zweites Betreuungsrechtsänderungsgesetz-2. BtÄndG vom 21. April 2005, BGBl. I, S. 1073.
- (7) 原語では Der... Zeitaufwand ist... mit X Stunden im Monat anzusetzen. と表記されており（旧後見人・世話人報酬法5条1項1文）、直訳すれば「時間消費が1ヶ月X時間投入されるべきである」となる。しかし、立法理由書の中には「報酬は定額化されるのであり、実際に投じられた時間には関係がなくなる」（BT-Drucksache 15/2494, S. 31）との記述があり、みなし労働時間として働くことが予定されていたようである。もっとも、理由書の中で、報酬体系の概要に関する説明の箇所ではなく、個別条文の説明の中でごく簡単に言及されているだけであり、後述（IV2(3)）する通り、実務的には、実際に投入されるべき労働時間を定めたものとの誤解が広がっていたようである。

制（と予算作成における見込みの立てやすさ）が目指されたのである。

### Ⅲ 世話人報酬にかかる州財政：ノルトライン・ヴェストファーレン州の例

#### 1 世話人報酬額の概況

2度の世話法改正，とりわけ2005年改正によって，世話人報酬額にかかる州の財政支出は，その目的通り抑制することができたのだろうか。ドイツで最大の人口を抱えるNRW州を取り上げ，同州が公開している2002年から2017年の予算および決算のデータ<sup>(8)</sup>から見ていくことにする。

NRW州の予算・決算項目では，「04 司法省」→「210 通常裁判権裁判所・検察」→「546 50 後見人，保護人および世話人の費用償還および報酬」<sup>(9)</sup>（以下単に「世話人報酬額」と呼ぶ）が，本稿で扱う項目にあたる。

データを2002年から4年ごと（ただし2018年のデータは執筆時点で未公開なので，2017年のものを最終年として掲げる）のデータは表1のとおりである。なお，予算額は千ユーロ単位，決算額はユーロ単位で公表されているが，表では一万ユーロの位で四捨五入した概数で示し，「D. 世話人報酬額当初予算－

---

(8) いずれもNRW州Webサイト（予算データは<http://www.haushalt.fm.nrw.de/daten/html/hhp.html> [Haushaltspläne NRW]，決算データは<http://www.haushalt.fm.nrw.de/daten/html/hhr.html> [Haushaltsrechnung NRW]）で公表されている。

(9) 2015年以降は，世話人報酬額の項目は掲げられておらず，その細項目にあたる次の5つの項目が掲げられているので，その合計額を世話人報酬額として扱うこととする。

546 51 無償世話人の包括的費用償還（民法1835a条）

546 52 民法1835条による費用償還

546 53 職業世話人の報酬（民法1836条および世話人後見人報酬法4条）

546 54 世話事件その他の手続における保護人（手続保護人）の報酬

546 55 未成年事件における後見人および保護人の費用償還および報酬

決算」と「E.世話人報酬額決算の州全体決算に対する割合」は、概数にする前の数字で計算した上で、前者は一万ユーロの位で四捨五入した概数、後者は百分率で小数点第3位を四捨五入した概数で示している。

## 2 2005年改正は目的を達したか

資料から、2005年改正の成果を見て取るならば、次の2点を指摘することができる。

第一に、州全体の決算額に対する世話人報酬額の占める割合（表のE行）をみると、2002年の0.21パーセントから、2017年の0.36パーセントまで、年々増えている。ただし、その伸び方は次第に鈍っていることがわかる。2002年から2006年の間に世話人報酬額の占める割合は $0.29\% \div 0.21\% = 1.38$ 倍になったが、2006年から2010年の間は $0.34\% \div 0.29\% = 1.17$ 倍、2010年から2014年の間では $0.35\% \div 0.34\% = 1.03$ 倍の伸びにとどまっている。

表1 NRW州世話人報酬額の推移

	2002年	2006年	2010年	2014年	2017年
A. 州全体決算額	47,878.4M€	47,827.3M€	53,905.3M€	62,345.7M€	73,038.0M€
B. 世話人報酬当初予算額	98.3M€	129.2M€	188.3M€	232.9M€	312.7M€
C. 世話人報酬額	100.4M€	137.3M€	183.4M€	219.0M€	260.2M€
D. 世話人報酬当初予算額－決算額（B－C）	△2.1M€	△8.1M€	4.9M€	13.9M€	52.5M€
E. 世話人報酬額の州全体決算額に対する割合（C/A）	0.21%	0.29%	0.34%	0.35%	0.36%

第二に、世話人報酬額について当初予算額から決算額を引いた差（表のD行）を見ると、2006年まではマイナスつまり当初予算では支出をまかなうことができなかったが、2010年（正確には2007年）以降はプラスになっている。つまり、報酬支払の対象となる世話人の投入時間が法律に定められるようになったことで、支出が際限なく拡大することを防ぐ効果があったことがうかがえる。

以上のように見てくると、2005年改正は、その目的を一定程度達したかのようにも見える。しかし、ここで、世話人の報酬に関するルール（とりわけ世話人に支払われる報酬額の基準）が2005年改正以降14年間にわたって変更がないことを見逃してはならない。2005年を100とした消費者物価指数は2017年には118.3になり、同じ期間に平均賃金は1.123倍になっている<sup>(10)</sup>。この間、2013年7月1日から世話人の報酬については売上税納付が免除されることとなり（売上税法 Umsatzsteuergesetzes 4条16号k）、自営業者たる職業世話人で19パーセント、世話社団で7パーセントの売上税分の実質的な報酬増額が行われたとはいえ、とりわけ世話社団が受け取る報酬は、実質的に目減りしている。財政支出の抑制にその影響があったことは無視できない。

---

(10) OECDのデータ（消費者物価指数は <https://data.oecd.org/price/inflation-cpi.htm> [Prices - Inflation (CPI) - OECD Data]、平均賃金は <https://data.oecd.org/earnwage/average-wages.htm> [Earnings and wages - Average wages - OECD Data])による。比較のために同じデータによる日本の状況を示すと、2005年を100とした消費者物価指数は103.5に、同じ期間に平均賃金は1.004倍にしか達していない。

## IV 世話人報酬に関する2019年改正

### 1 序

2005年改正後、上述のように、世話人報酬にかかる財政支出は、数字上抑制されていた。しかし、世話人報酬の実質的な目減りは深刻になっており、とりわけ世話社団がその活動に必要な資金を確保できるようにすることが焦眉の課題と認識されるようになった<sup>(11)</sup>。そうした課題を解決するために、2005年改正以来14年ぶりとなる報酬の増額、そして報酬体系の変更を行うための後見人・世話人報酬法の改正が2019年6月に行われた。以下で、この2019年改正について見ていくことにしよう。

### 2 2019年改正のポイント①報酬表に基づく世話人の報酬

#### (1) 報酬表の内容

2019年改正によって後見人・世話人報酬法は、従来のように4条で時間給を、5条で投入時間を定めて、その掛け算によって報酬を定める方式を改め、別表として報酬表を定める方式を採用した。

別表は、AからCの3種類あり、これは旧法4条が時間給を定めるに際して世話人の資格・能力に応じて3段階に分けていたものを引き継いでいる。すなわち、標準が報酬表A、世話人が職業訓練を修了した程度の知識をもつ場合は報酬表B、世話人が大学 Hochschule 教育を修了した程度の知識をもつ場合は報酬表Cが適用される（AよりB、BよりCの方が報酬額は高くなる）。

---

(11) 2017年総選挙を受けた第19立法期におけるキリスト教民主同盟（CDU）／キリスト教社会同盟（CSU）と社会民主党（SPD）の連立協定“Ein neuer Aufbruch für Europa Eine neue Dynamik für Deutschland Ein neuer Zusammenhalt für unser Land” ([https://www.cdu.de/system/tdf/media/dokumente/koalitionsvertrag\\_2018.pdf?file=1](https://www.cdu.de/system/tdf/media/dokumente/koalitionsvertrag_2018.pdf?file=1)) 133頁を参照。

各報酬表には、3点の要素に照らして細分化された条件ごとに、報酬額が定められている。報酬額に影響を与える要素は、旧法5条におけるものと同じで、世話開始からの期間、被世話人の居住場所、そして被世話人の資力の有無である。ただし、旧法が投入時間を定めたのに対して、改正法では金額そのものが規定されている点に違いがある。

さらに、報酬額に影響を与える要素の内容についても、旧法から次の2点で微調整が行われている。

まず、世話開始からの期間は、旧法では「3か月目まで」「4か月目から6か月目まで」「7か月目から12か月目まで」「13か月目以降」の4段階であったが、新法では、13か月目以降をさらに「13か月目から24か月目まで」と「25か月目以降」の2段階に分けている（期間が長くなるほど報酬額が下がる点は旧法と変わらない）。

次に、被世話人の居住場所について、旧法では「ハイム」<sup>(12)</sup>に入居しているか否かに応じて報酬額を区別していた（ハイムに入居している方が低額）。新法では、旧法で「ハイム」と呼んでいたものを「入居施設」と名称変更するとともに、被世話人が入居施設に入っていない場合でも、入居施設にいるのと同様の介護給付の提供を受けることを目的とした有償のサービスを受けているときは、入居施設に入居しているのと同様に扱う（報酬額が低額になる）こととしている（新法5条3項3文）。

## (2) 報酬額の増額

この報酬表に定められた金額は、旧法における時間給と投入時間の掛け算で算出される金額をそのままに定めたものではない。統計資料などから世話

---

(12) 旧後見人・世話人報酬法5条3項で「成年者を受け入れて、居住空間を利用させ、事実としての世話と給食を利用させまたは行うことを目的とした施設であって、入居者の交代や数の状態に依存することなく有償で営まれるものをいう」と定められており、老人ホームその他の福祉施設を指す。



社団の経営にかかる平均的コストを計算し、それをまかなうことができる水準として定められており、結果として平均で17パーセントの増額となっている。ただし、報酬が一律に17パーセント引き上げられるのではなく、世話の開始当初により手厚い報酬を配分するものとなっている（この点については4で後述する）。

実際の報酬額を比較してみよう。

旧法において最も低額となる例（世話人に特別な資格・能力なし、世話開始から13ヶ月目以降、被世話人は無資力、ハイムに居住）では、固定時間給27ユーロと投入時間2時間／月を掛け算して、月の報酬額は54ユーロとなる。新法では、同じ条件の場合、報酬表AのうちA4.1.1が適用され、月額報酬は87ユーロと定められている（旧法から61.1%の増額）。なお新法においては25か月目以降は月62ユーロに減額され、この場合、旧法からは14.8%の増額にとどまる。これが新法全体を通じて最も低額の報酬月額である。

逆に旧法で最も高額となる例（世話人が大学Hochschule修了レベルの知識をもつ、世話開始後3ヶ月以内、被世話人に資力あり、ハイムに居住していない）では、固定時間給44ユーロと投入時間8.5時間／月の積である374ユーロが報酬月額となる。新法で、同じ条件の場合、報酬表CのうちC1.2.2が適用され、報酬月額は486ユーロとなる（旧法から29.9%の増額。新法全体を通じて最も高額の報酬月額である）。

### (3) 報酬表方式の意義

改正法においては、報酬表に報酬額が直接記されている。そこには、従来のような時間給に投入時間を掛け算するという事務処理の手間を省くことができるという副次的な意義のほか、次の2点において意義があるという。

第一に、将来、経済情勢に応じて、例えば金利や物価の上昇と連動させる形で報酬を増加させることが容易になる。2019年改正が14年ぶりの報酬増額となったことへの反省を見て取ることができる。

第二に、実務上の誤解を取り除く意義がある。旧法で投入時間が定められていたことについて、その投入時間は名目的なものであり、そこに掲げられた通りの時間の世話を実際に行う必要があるわけではないのに、実務では、それが実際に投入するべき時間だと誤解されていたという<sup>(13)</sup>。投入時間として定められた数字は、1件ごとの案件に実際にかかる時間を示すものではなく、職業世話人や世話社団が引き受ける案件全体にかかる時間の平均値を示す役割しかもっていなかった——その意味でフィクションであった。このため、職業世話人や世話社団は、時間のかからない案件から得られる利潤で、費用のかかる案件の埋め合わせをすることができるというのが、2005年改正当時の立法者の意図であった<sup>(14)</sup>。2019年改正は、投入時間でなく報酬額を端的に示すことで、こうした趣旨を明確にする意義をもつ。

### 3 2019年改正のポイント②特別手当の新設

2019年改正のもう1つのポイントとして、後見人・世話人報酬法に特別手当に関する5a条が新設されたことを挙げるができる。特別手当が支給されるのは、次の3つの場合である。

第一に、世話人が複雑な財産管理を行う場合である。複雑な財産管理として定められているのは、①15万ユーロ以上の金融資産の管理、②被世話人もその配偶者も使用していない住居の管理、③被世話人の営業の管理である。これらの財産管理が行われる場合、被世話人が無資力でないことを要件として、世話人は毎月30ユーロの追加報酬を支給される。提供されるサービスが高度になることにあわせて、報酬の上乗せを認めるものである。

第二に、無償世話人から職業世話人への交替が行われた場合である。このとき、職業世話人は、200ユーロの1回限りの特別手当を支給される。交替

---

(13) BT-Drucksache 19/8694, S.2 und 15. 前掲注 (7) も参照。

(14) Ebenda, S.14.

にあたっては業務時間が増えることに配慮したものと説明されている<sup>(15)</sup>。

最後に、逆に、職業世話人から無償世話人への交替が行われた場合（職業世話人と無償世話人の両方が選任されていたところ、職業世話人の選任が取り消され、無償世話人だけが世話をすることとなった場合を含む）にも、職業世話人は、1回限りの特別手当を受けるものとされている。その額は、その時点で職業世話人が受けることとなっている報酬の1.5倍の額とされている。引き継ぎに伴う一時金という趣旨もあるのだろうが、次項で述べるような新法の目的も合わせて考えると、無償世話人への移行をうながす報奨金としての側面をもつものと評価できる。

#### 4 良質な世話へのインセンティブ・予算抑制への工夫

2019年改正は、世話人の報酬の増額を目的としたものであるが、立法提案では、提供される世話の質の側面も重視するものだということが強調される。すなわち、質を高めるインセンティブを与え、逆に良質の世話の提供を阻害する要因を排除することを目指している。さらにそこには——直接に明言されていないが——世話制度の運営にかかる予算を抑制するための工夫を見て取ることができる。

もちろん、報酬の増額は、それ自体が良質の世話が行われるインセンティブとなる。しかし、2019年改正は、報酬全体を一律に同じ割合で増額するのではなく、とりわけ世話が開始される時期の報酬を重点的に増額することによって、この時期に良質の世話が行われることを目指している<sup>(16)</sup>。

すなわち、この時期の報酬を手厚くすることによって、世話人は、多くの事務を処理し、被世話人の生活状態の安定化と向上に向けた方向性を決定し、被世話人が自助のために必要なサポートを得られるようにし、社会復帰

---

(15) Ebenda, S. 2.

(16) Ebenda, S. 19.

に向けた措置を受けられるようにすることができる。そして、こうした良質な世話が、世話の早い段階で行われることによって、世話制度の適用を取り消すことができる<sup>(17)</sup>ようになる可能性も高まるとともに、仮に世話が継続する場合でも、親族その他無償の第三者による世話に移行するための基礎を作ることができるというのである。

逆に、世話が開始された当初に適切な世話を行わずに、結果として世話がいつまでも長引くことになると、安い報酬しか得られない案件を抱えることにもなる。従来は、それでも世話人としての業務をできるだけ減らして費用を抑えることで、利潤を上げることはできていたようで、むしろ、その種の世話案件をできるだけ長く維持するという望ましくないインセンティブが働いていたとも指摘されている。世話の開始から3年目以降について報酬の増額を抑えたものにするのは、こうしたインセンティブを取り除くためと説明されている<sup>(18)</sup>。

---

(17) ドイツ世話制度においては、「必要性の原則」を反映して、世話人選任の取消しの件数が多いことを特徴の一つとしてあげることができる。2016年の世話人新規選任件数が192,014件であったのに対して、取消件数は36,417件であり、単純にその比率を取ると5.3:1となる（ドイツのデータは連邦司法庁Webサイト [https://www.bundesjustizamt.de/DE/SharedDocs/Publikationen/Justizstatistik/Betreuungsverfahren.pdf;jsessionid=07C432FDC1AFB5736DB7FBC5AEDFA26B.1\\_cid370?\\_\\_blob=publicationFile&v=14](https://www.bundesjustizamt.de/DE/SharedDocs/Publikationen/Justizstatistik/Betreuungsverfahren.pdf;jsessionid=07C432FDC1AFB5736DB7FBC5AEDFA26B.1_cid370?__blob=publicationFile&v=14) [Verfahren nach dem Betreuungsgesetz 1992 bis 2017] による)。

これに対して日本の司法統計においては、「後見開始の審判及びその取消し」の項目が立てられており、取消件数の集計を独自にとっていない。司法統計年報家事編平成28年第3表による同項目の年間の認容件数（既決）が26,077件であるのに対して、最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成28年1月～12月—」2頁によれば、後見開始の審判の認容件数は25,886件である。その差（191件）が取消認容件数だとみて開始件数と取消件数の比を取ると135.5:1となる。

(18) A. a. O. (Anm. 13), S. 20

## 5 2019年改正の課題：増大するコスト

以上のような2019年改正法については、当然、コストの増大という課題が伴う。

立法提案では、新法の施行により、世話人の報酬だけで年1億4380万ユーロ、後見人への費用償還や報酬増額などを合わせた新法全体では年1億5670万ユーロの予算増加が見込まれると説明されている<sup>(19)</sup>。

これらの予算増加は、世話人制度の運営を担う州政府を直撃することとなる。大雑把な計算であるが、ドイツ連邦全体の人口（2018年末現在で8301万9200人）に対するNRW州の人口（同1793万2700人<sup>(20)</sup>）の比率（21.6%）を掛け算することでNRW州の増額分を推計すると、年3385万ユーロとなる。2017年決算における世話人報酬額は2億6022万ユーロであった（前述Ⅲ1）ことから計算すると、実に13パーセントの支出増を迫られることとなる。

連邦参議院<sup>(21)</sup>は、連邦議会による審議に先立って、2019年世話法改正案を審議し、態度決定 *Stellungnahme* の決議を行っている<sup>(22)</sup>。そこでは、世話人の報酬を増額することは正当であり、定額報酬システムが適切なシステムであることは認めつつも、州の財政負担の増加が見込まれることに懸念を示している。態度決定では、連邦と州の間の売上税配分比率を見直すこと、そして世話法改正については政府提案のような報酬システムの改革だけでは

(19) Ebenda, S. 3. なおこの金額には、同法による制度の運用にかかる事務的な経費は含まれていない。

(20) 人口データはいずれもドイツ連邦統計局 Web サイト ([https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2019/06/PD19\\_244\\_12411.html](https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2019/06/PD19_244_12411.html) [Statistisches Bundesamt - Presse - Bevölkerung in Deutschland: 83, 0 Millionen zum Jahresende 2018]) による。

(21) ドイツの連邦参議院は、州政府に任命された州政府構成員が議員となり（ドイツ基本法 51 条 1 項 1 文）、連邦の立法や行政と州の利益とを調整する役割を果たす（同 50 条）。

(22) BR-Drucksache 101/19。態度決定の手続は、基本法 76 条 2 項による手続である。

なく、より抜本的な構造の改革を行うべきことが求められている<sup>(23)</sup>。

連邦政府は、この連邦参議院の態度決定を連邦議会に通知する際に、連邦政府として当該態度決定には賛同しない旨を表明している<sup>(24)</sup>。その後、連邦議会は2019年改正を提案通りに可決し、その送付を受けた連邦参議院も改正法に同意する旨を決議している<sup>(25)</sup>。

このように改正法こそ成立したものの、世話人の報酬をめぐる問題は、なお大きな課題として残ることとなっている。

それでも、ドイツにおける世話制度をめぐる議論は、単純に報酬を増額するか否か、それを誰が負担するかということだけではなく、提供される世話の質の向上が同時に目指され、また世話の開始当初に良質の世話が提供されることによって、世話の取消しにつなげるという政策目標も目指されていることが注目される。日本においては、後見が一度開始されれば、取り消されることは稀であるというイメージがある（注7で示したデータもそれを裏付けている）。しかし、ノーマライゼーションという観点からは、そうした制度の運用は反省されるべきであろう。その際の制度設計上の工夫について、ドイツ世話は非常に有益な示唆を与えていると評価できる。

本研究は JSPS 科研費 JP18H03611 の助成を受けたものである。

---

(23) Ebenda, S. 1-2.

(24) BT-Drucksache 19/9765 S.5

(25) 基本法 104a 条 4 項により、州の財政負担が定められている一定の法律については、連邦参議院の同意（基本法 78 条も参照）が必要とされている。

\* 参照した Web サイトはいずれも 2019 年 6 月 30 日現在アクセスできることを確認している。